

質問書回答(3回目)

2019年 11月 5日

「ケニア国モンバサ経済特区開発事業詳細設計業務(QCBS)【有償勘定技術支援】」

(案件番号:19a00302 公示日:2019年9月25日)について、質問の回答は以下のとおりです。

※シェードの箇所はすでに回答を掲載したものです。

| 通番 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|---|
| 1 | 10 ページ 第2章 1、(4) 事業内容 | 経済特区内基幹道路の延長は 4.6km となっておりますが、一部は無償資金協力事業によって整備されると理解しております。すなわち、有償資金協力事業で整備される部分は 4.6km より短くなると理解しております。従いまして、本詳細設計業務では、有償資金協力事業で整備する部分のみを対象とする事でよろしいでしょうか。 | 道路の一部を無償資金協力で施工する可能性について検討を行っていますが、設計途上であり、未確定であるため、現時点では、円借款で 4.6km すべて施工する計画としてプロポーザルを作成してください。無償資金協力との区分が確立した段階で必要に応じて契約変更を行います。 |
| 2 | 28 ページ 1)受注者の責任 36 ページ (瑕疵担保等) 第5条 5 | 28 ページでは、実施機関が損害賠償を請求する場合の上限額は「JICA と受注者の間の本業務契約額」と記載されておりますが、36 ページの発注者が瑕疵の修補又は損害賠償を請求する場合の上限額は記載されておられません。発注者が損害賠償を請求する場合も本業務契約額が上限額でしょうか。 | 本案件の成果品の一部となる「詳細設計図面」やこれを含む「入札図書(案)」は、ケニア実施機関がこれを使用することが予定されています。このため、本契約の履行完了後、JICA はケニア実施機関に対し、瑕疵担保保証付きで、詳細設計図面等の使用権を譲渡する計画です。 コンサルタントと JICA の間の契約については、設計瑕疵担保責任の上限を定めていません(無限責任です)が、上述のとおり詳細設計図面等の使用権をケニア実施機関に譲渡するに際しては、ケニア実施機関に対して、損害賠償請求の上限額を契約金額の 1 倍までとして、使用権譲渡する予定です(当該条件については、ケニア実施機関と合意文書締結済です)。 |

| 通 番 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|--------|--|--|---|
| 3 | 15 ページ 第2章 6、(9) 設計照査の実施 | 設計照査に港内建築物も対象になるのでしょうか。 | 現時点(競争過程)において、港内建築物を設計照査の対象から除外することはしません。 一方、業務開始後に提出される照査計画書において、「港内建築物は簡易な平屋建て建築物であり、標準設計が存在する」等の理由により、設計照査の対象から除外することを提案していただくことは、可能であると考えます。 |
| 4 | 13 ページ 第2章 6、(2) 必要な基礎データ・情報の収集・整理 注釈3 | 業者の技術力や経済性を勘案し、国内再委託(日本国内で調達し現地で調査を実施)を採用する場合、再委託費は別見積もりとすることでよろしいでしょうか。 | 現地再委託ではなく国内での再委託を検討している場合でも、「価格競争の対象としない。」という趣旨から、「別見積り」として積算を行い、価格を提示してください。 |
| 5 | 27 ページ 第3章 5、(6)ランプサム型(一括確定額請負)の導入 | ランプサムで提案する業務内容について、その一部に国内再委託が含まれる場合、本再委託に関わる契約・成果品等について都度貴機構から承認を得る必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ランプサム制度は、当該業務に係る経費支出実績や業務従事量(人月)を確認することなく、当該業務の実施(成果品)を確認して定額の支払を行うという趣旨です。このため、当該業務の実施に当たり一部業務を国内再委託にて実施した場合においても、その実施経費(契約金支払額)を確認することはありません。 一方、経費の確認と成果品の確認は異なります。当該国内再委託業務の成果品が、本契約の成果品(入札図書案等)に質の確認に必要である場合、発注者として、当該再委託成果品の確認を求めることがあります。 |
| 6 | 28ページ 第3章 6. (1)JICAと実施機関間の合意 | 28ページでは「本業務の成果品に起因／関連する損害について実施機関が受注者に対し賠償請求する場合、JICA が重ねて請求することを行わない。」と記載されてお | 以下のとおり、回答しますので、質問の趣旨と異なる場合は再質問してください。 成果品の引渡しの際に瑕疵があると知りながら、発注 |

| 通 番 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|--------|--|--|--|
| | 36ページ 業務実施契約書(案)(瑕疵担保等)5. | り、36ページでは「発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。」と記載されております。実施機関と発注者(JICA)のどちらが賠償請求をするのでしょうか。 | 者がこれを指摘しなかった場合(そのような状況が発生する可能性は、発注者の技術的能力を勘案しても極めて低いと考えますが。)、発注者として、損害賠償を請求することはできません。 本契約に基づく損害賠償責任が受注者でない場合、本契約の枠内で策定された成果品を受注者から先方政府実施機関に譲渡していますので、先方政府実施機関にも、損害賠償請求の権利は発生しないと考えます。 このため、損害が発生したにもかかわらず、設計者に損害賠償請求ができない場合は、当該責任を事前に免除する合意がなければ、先方政府実施機関が発注者であるJICAに対し、損害賠償を請求する可能性は否定できません。 |
| 7 | 21 ページ 第3章 1. (3)業務従事予定者の経験、能力 1)業務管理体制の選択 | 「本案件では、業務管理グループの適用を認めません」とのことですが、33ページのプロポーザル評価配点表では業務管理グループを認める場合の配点も記載されております。 業務管理グループの適用は認められないのでしょうか。 | 「本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。 業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。」に修正します。 |
| 8 | 21 ページ 第3章 1. (2)業務実施の | プロポーザル評価配点表では(1)業務実施の基本方針の適格性は16点の配点です。 | 「(1)業務実施の基本方針の的確性」に配点されている16点のうち、3点をこのランプサム型への対応方 |

| 通 番 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|--------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| | 基本方針等 ～25点のうち、5点をこのラン プサム型～ | 「25点のうち」は誤りで「16点のうち」が正しいでしょうか。 | 針に対する評価とします」に修正します。 |

以上